

防火設備の定期検査報告

◎ 対象防火設備及び報告時期について

区分	対象(注1)	報告時期
(1)	建築基準法施行令第16条で定める建築物に設けられる防火設備	毎年4月1日から 翌年3月31日まで 1年毎 (注1) (注4) (注5)
(2)	以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡を超える建築物に設けられる防火設備 ○病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ○共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ○寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ○就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの(注2) ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、 障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所(注3)	
(3)	建築基準法施行細則第12条に基づき指定する建築物に設けられる防火設備	

(注意1) 対象となる防火設備は、表に掲げる区分に応じ、以下のとおり。

(いずれの区分においても、外壁開口部の防火設備は対象外。)

・区分 (1) 及び (3)

①常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（防火扉のうち、各階の主要なものに限る。）【R7.7.1～】※

②随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）

※山口県では「常閉防火扉」については、3年毎に特定建築物定期調査で実施する。

（報告時期は「特定建築物」を参照してください。）

・区分 (2)

②随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）

(注意2) 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

(注意3) 利用者の就寝の用に供するものに限る。

(注意4) 前回の報告日から起算して1年を経過する日がある場合には、属する月の末日が提出期限となる。

(注意5) 対象防火設備が設置されている建築物について、新築または改築工事の検査済証の交付を受けたときは、その建築物の検査済証交付直後の報告時期のみ免除される。

◎ 報告書類

図書の種類	明示すべき事項	サイズ	部数
定期検査報告書	建築基準法施行規則別記第36号の8様式による	A4	1部
検査結果表	国土交通省告示別記様式による (各項目の調査内容については、平成28年国土交通省告示第723号を確認してください。)	A4	
検査結果図	国土交通省告示別添1様式による (「各階平面図」を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘のあった箇所や写真を撮影した箇所があればそれを明記してください。)	A3	
関係写真	国土交通省告示別添2様式による (要是正等箇所及び特記すべき事項のある箇所の写真を添付してください。)	A4	
付近見取図	報告する建築物の位置を示した地図（様式自由） (最初に報告する場合のみ)	任意	
平面図	報告する防火設備の位置を示した図面（様式自由） (最初に報告する場合のみ)	任意	
定期検査報告概要書	建築基準法施行規則別記第36号の9様式による	A4	